

「大臣認定の更新方法」及び「大臣認定者の確認方法」の変更について

- 昭和63年の建設業法の改正により、指定建設業の監理技術者は原則国家資格取得者に限られることとなりましたが、当時、監理技術者としての経験を有する者を対象に、法改正後も継続して業務を行えるよう大臣認定を行いました。
- また、その後も、5年に一度、監理技術者講習を受講した上で大臣認定の更新手続きを行うことにより、大臣認定の更新を行ってきました。
- 今般、告示改正（令和5年7月1日施行）が行われ、大臣認定の更新にあたっては、大臣認定の更新手続き（大臣認定書の交付（更新））が不要となりました（別途、認定者であることの確認においては、監理技術者講習の履歴が必要）。

【大臣認定有効期間のイメージ※1】

令和5年7月1日施行

年	...	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	...	
告示改正											◆										
大臣認定		認定期間:5年		認定期間:5年				認定期間:5年			認定期間:監理技術者講習の有効期限※2まで										
大臣認定書の交付(更新)			●				●						●								
監理技術者講習		■					■						■								■

認定期限までに、監理技術者講習を受講し、大臣認定書の交付(更新)を受けることで、認定が更新 **(大臣認定書の交付・更新が必要)**

大臣認定者であることの確認書類
・大臣認定書

認定期限までに、監理技術者講習を受講することで、認定が更新 **(大臣認定書の交付・更新は不要)**

大臣認定者であることの確認書類
・直近の大臣認定書 + 講習履歴

※1 基本的な流れを示しており、認定期限を過ぎた場合であっても、認定期限から6ヶ月以内に講習を受講すれば認定が継続するといった枠組みあり
 ※2 監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年の期間のこと